

北陸地方整備局 道路部
北陸信越運輸局 鉄道部
配 布 資 料

配布日時	平成30年2月20日
扱 い	本紙配布を以て解禁

「石川県踏切道改良協議会合同会議」を開催します

～地域の実情に応じた踏切道対策を検討～

国土交通省では、改正踏切道改良促進法に基づき、全国824箇所（北陸地方整備局管内36箇所）の指定を行っています。

今回、石川県内の指定踏切道のうち、2箇所（市道）の踏切道について、地方踏切道改良協議会を、石川県踏切道改良協議会合同会議として開催しますのでお知らせします。

地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行い、指定された踏切道の対策促進を図るものです。

今後、他の指定踏切道についても地方踏切道改良協議会の開催に向けた準備を進めて参ります。

記

- 日 時：平成30年2月22日（木）10：00～11：00
- 場 所：国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 2階会議室
金沢市西念4-23-5
- 議事内容：踏切道改良計画の検討状況について（石川県内2箇所）

<取材について>

会議内容は非公開ですが、設立後の議長及び副議長の挨拶までの頭撮りは可能です。ご協力をお願いします。

【発表記者クラブ】
石川県政記者クラブ
その他・専門紙

《問い合わせ先》

【全般、道路に関するもの】

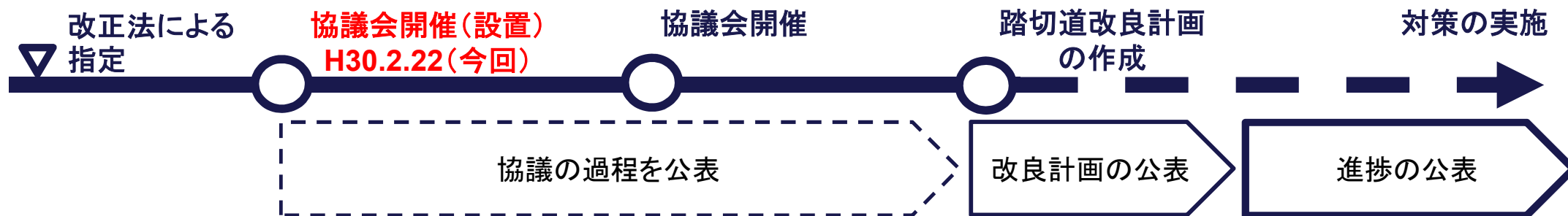
国土交通省 北陸地方整備局 道路部
地域道路課 課長 堀 尚紀（ほり なおき）
025-370-6742（地域道路課 直通）

【鉄道に関するもの】

国土交通省 北陸信越運輸局 鉄道部
技術課 課長補佐 大羽 和夫（おおば かずお）
025-285-9153（鉄道部 直通）

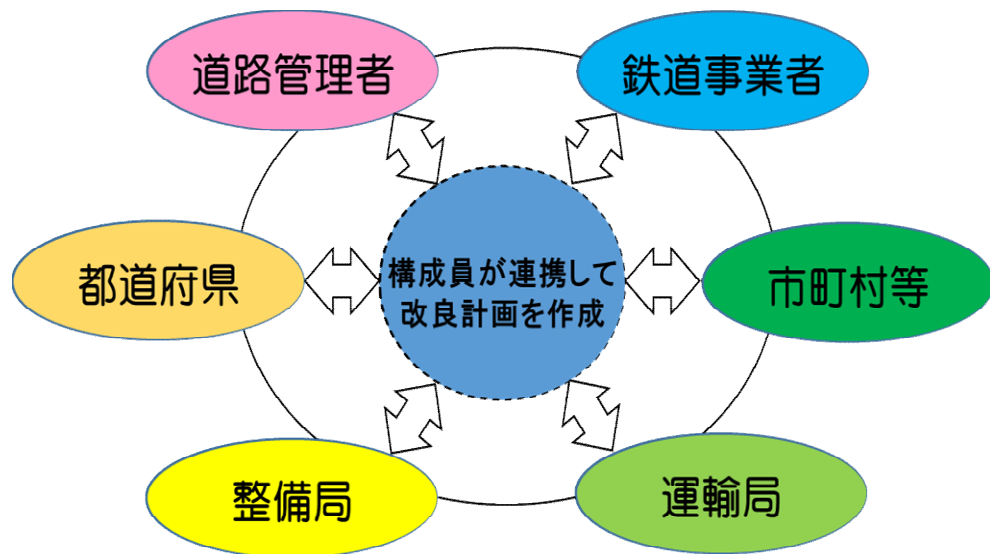
地方踏切道改良協議会

○地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うものです。



石川県踏切道改良協議会 合同会議

■協議会の構成



■合同会議の構成

(石川県内の指定踏切道2箇所)

- ・道路管理者
- ・鉄道事業者
- ・石川県(所在地県)
- ・北陸地方整備局
- ・北陸信越運輸局
- 等

石川県踏切道改良協議会合同会議 対象箇所一覧

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)				
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名					
問屋センター	石川県金沢市諸江町下丁375-2	北陸鉄道(株)	浅野川線	市道	1級幹線123号問屋・松寺線	第2条第4号	—	—	—	—
糸田道	石川県金沢市糸田町1丁目51	西日本旅客鉄道(株)	北陸線	市道	準幹線515号線東力・増泉線	第2条第4号	第2条第8号	—	—	—

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの